

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 24 年度
計画更新年度	令和 4 年度
計画主体	久慈市

久慈市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 岩手県 久慈市 産業経済部 農政課
所在地 岩手県久慈市川崎町 1 番 1 号
電話番号 0194-52-2121 (直通)
FAX 番号 0194-52-3653
メールアドレス nousei@city.kuji.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、カラス、カワウ、ゴイサギ、イノシシ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	岩手県久慈市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	飼料作物、野菜、雑穀、果樹	被害面積 0.28ha
		被害金額 342,000円
ニホンジカ	稲、飼料作物	被害面積 0.03ha
		被害金額 22,000円
ハクビシン	被害報告なし。	被害面積 —
		被害金額 —
カラス	被害報告なし。	被害面積 —
		被害金額 —
カワウ	被害報告なし。	被害面積 —
		被害金額 —
ゴイサギ	被害報告なし。	被害面積 —
		被害金額 —
イノシシ	稲、飼料作物	被害面積 0.04ha
		被害金額 27,000円
計		被害面積 0.35ha
		被害金額 391,000円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向（令和2年度）

<p>○ツキノワグマ</p> <p>ツキノワグマによる農業被害は、7月から10月頃にかけて飼料用作物のデントコーンを中心に食害が発生している。被害は、山間部の農地等、ツキノワグマの生息域と人間の生活圏が混在している地域での発生が多い。</p> <p>生息状況については、山間部の集落を中心に市内全域で目撃情報が寄せられており、年々人里近辺での出没件数が増えている。</p> <p>○ニホンジカ</p> <p>ニホンジカによる農林業被害は、稲や農作物への被害が発生している。市街地等に出没したり、山間部の集落における目撃情報も増加しており、高い繁殖能力を持つことから、今後の被害が強く懸念される。</p>

○ハクビシン	ハクビシンによる農林業被害は、当市では被害報告はないが、平成22年度頃からハクビシンと思われる被害形跡が発生している。令和2年度頃から、空き家や住家の天井に住み着く被害の報告が増えている。
○カラス	カラスによる農林業被害は、主に農作物の被害である。具体的な被害報告はないが、市内における羽数が増加傾向にあり、被害防止対策が必要である。
○カワウ	カワウによる農林業被害は、主に川魚の捕食で、平成24年度頃から目撃情報が寄せられている。
○ゴイサギ	ゴイサギによる農林業被害は、主に川魚の捕食で、平成24年度頃から目撃情報が寄せられている。
○イノシシ	イノシシによる農林業被害は、主に農作物の被害である。令和2年度頃から目撃情報が寄せられている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
ツキノワグマ	被害面積 0.28ha	被害面積 0.14ha
	被害金額 342,000円	被害金額 171,000円
ニホンジカ	被害面積 0.03ha	被害面積 0.01ha
	被害金額 22,000円	被害金額 11,000円
ハクビシン	被害面積 0ha	被害面積 0ha
	被害金額 0円	被害金額 0円
カラス	被害面積 0ha	被害面積 0ha
	被害金額 0円	被害金額 0円
カワウ	被害面積 0ha	被害面積 0ha
	被害金額 0円	被害金額 0円
ゴイサギ	被害面積 0ha	被害面積 0ha
	被害金額 0円	被害金額 0円
イノシシ	被害面積 0.04ha	被害面積 0.02ha
	被害金額 27,000円	被害金額 13,500円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 久慈市鳥獣被害対策実施隊を委嘱し有害鳥獣捕獲等の依頼をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 久慈市鳥獣被害対策実施隊員の高齢化等による狩猟者の減少で、有害捕獲に係る人員の確保が困難な状況にある。 捕獲の担い手の育成が必要。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 市単独事業による有害鳥獣防除対策費(電気柵購入費)の補助 生産者個人による簡易柵等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵を設置するには、地域が広大であり、効果的な設置と維持管理が困難であることから、住民協力等の体制整備を検討する必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物被害については、生産者の高齢化・担い手不足や猟友会の高齢化や後継者不足等の農業を取巻く諸問題の中で、今後、地域、関係団体が一体となった被害防止対策の体制整備に努める。
 久慈地方猟友会との連携を深め、有害鳥獣の捕獲体制の整備に努めるとともに、狩猟免許取得を推進し、捕獲の担い手育成を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

市で任命している久慈市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲を中心に、効果的な捕獲を実施する。また、ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマの捕獲において、ライフル銃による捕獲を実施する。
 有害鳥獣の生息状況及び被害状況を把握し、捕獲等の被害対策を講ずる。
 地域住民に対し、野生鳥獣被害に関する情報提供を行いながら、農作物を自衛するという意識を高めていく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン カラス カワウ ゴイサギ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な被害情報の収集 狩猟免許取得者の育成・確保。 久慈地方猟友会員、農協職員、農家等を対象とし捕獲技術講習会等へ派遣。
令和5年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン カラス カワウ ゴイサギ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な被害情報の収集 狩猟免許取得者の育成・確保。 久慈地方猟友会員、農協職員、農家等を対象とし捕獲技術講習会等へ派遣。
令和6年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン カラス カワウ ゴイサギ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な被害情報の収集 狩猟免許取得者の育成・確保。 久慈地方猟友会員、農協職員、農家等を対象とし捕獲技術講習会等へ派遣。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>捕獲については、その年度ごとの被害状況に応じて適正に捕獲許可頭数を調整する。</p> <p>なお、ツキノワグマについては、岩手県第5次ツキノワグマ管理計画に基づく年間捕獲上限数があることから、久慈市単独での捕獲計画は設定しない。</p> <p>ニホンジカについては、目撃情報が増加しており、生息頭数が増加していると予想されることから、捕獲計画数の上限は設定しないものの、被害状況に応じて効果的な方法を検討し、捕獲頭数を調整する。</p> <p>ハクビシンについては、目撃情報が増加しており、生息頭数が増加していると予想されることから、捕獲計画数の上限は設定せず、被害状況に応じて効果的な方法を検討し、捕獲頭数を調整する。</p> <p>カラスについては、現在被害報告はないが相当数の生息が確認されており、また生息数も増加傾向にあると考えられることから、被害防止のため早期対策を講じ、捕獲羽数を調整する。</p> <p>カワウについては、目撃情報は寄せられたものの被害報告はなく、生息状況等不明な部分があり、これまでの有害捕獲実績もないことから、捕獲計画数の上限は設定せず、被害状況に応じて効果的な方法を検討し、捕獲羽数を調整する。</p>

ゴイサギについては、目撃情報が寄せられているものの、これまでの有害捕獲実績もないことから、捕獲計画数の上限は設定せず、被害状況に応じて効果的な方法を検討し、捕獲羽数を調整する。

イノシシについては、目撃情報が寄せられ始めている。その生息範囲が拡大し、生息数も増加しているものと推測されることから、捕獲計画数の上限は設定しないものの、被害状況に応じて効果的な方法を検討し、捕獲頭数を調整する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度(予定)	令和5年度(予定)	令和6年度(予定)
ニホンジカ	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する
ハクビシン	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する
カラス	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する
カワウ	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する
ゴイサギ	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する
イノシシ	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
「県の第13次鳥獣保護管理事業計画」及び「岩手県鳥獣捕獲等許可事務処理要領」に基づき、対象鳥獣の被害状況に応じて捕獲方法や捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>・ライフル銃による捕獲等を実施する必要性</p> <p>侵入防止柵の設置、罠や散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマによる被害は拡大傾向にある。</p> <p>当地域の農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にある。</p> <p>射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり精度も上がり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。</p> <p><参考>久慈市鳥獣被害対策実施隊員 32名 うち、ライフル銃所持人数 4名</p> <p>・取組内容</p> <p>ニホンジカ、イノシシの有害捕獲</p> <p>捕獲手段：ライフル銃により捕獲</p> <p>捕獲予定時期：4月～3月</p> <p>捕獲予定箇所：市内一円</p>

ツキノワグマの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による
--

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン イノシシ	市単独事業等により有害鳥獣防除対策費に対する補助を行い、必要に応じて電気柵を設置する。	市単独事業等により有害鳥獣防除対策費に対する補助を行い、必要に応じて電気柵を設置する。	市単独事業等により有害鳥獣防除対策費に対する補助を行い、必要に応じて電気柵を設置する。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4 年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン カラス カワウ ゴイサギ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止のための地域環境づくり、取組活動等を広報誌等により地域住民に周知する。 地域の生産者及び猟友会と連携し、追払い活動等を実施する。
令和 5 年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止のための地域環境づくり、取組活動等を広報誌等により地域住民に周知する。 地域の生産者及び猟友会と連携し、追払い活動等を実施する。

	カラス カワウ ゴイサギ イノシシ	
令和6年度	ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン カラス カワウ ゴイサギ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止のための地域環境づくり、取組活動等を広報誌等により地域住民に周知する。 地域の生産者及び猟友会と連携し、追払い活動等を実施する。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

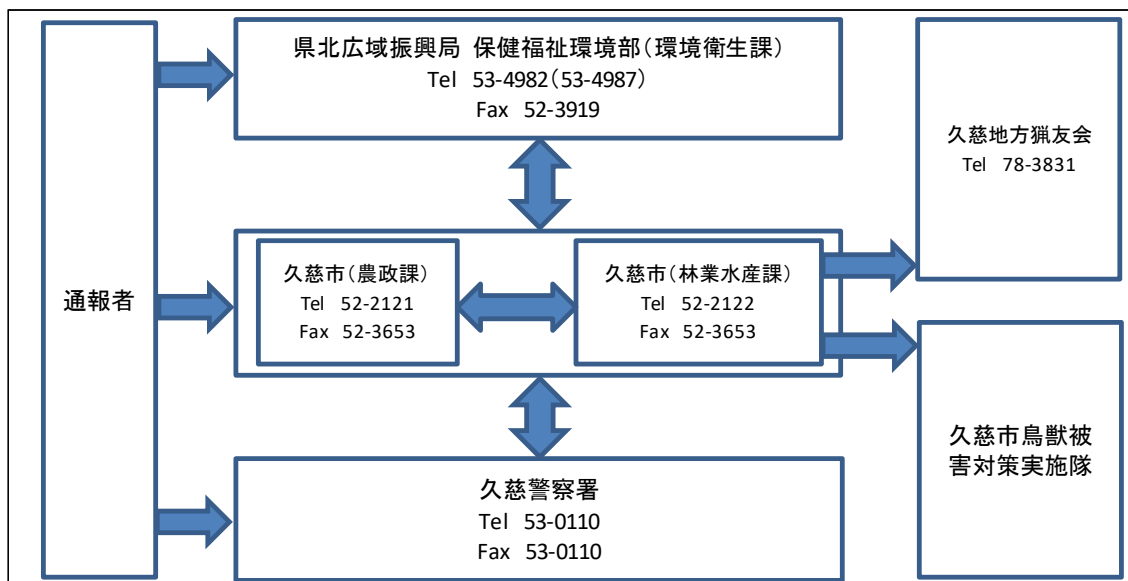
関係機関等の名称	役割
久慈市(農政課、林業水産課)	関係機関との連絡調整、有害鳥獣捕獲等許可、情報収集、注意喚起
県北広域振興局 保健福祉環境部	関係機関との連絡調整、有害鳥獣捕獲等許可、指導、助言
久慈警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起
久慈市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

県の第13次鳥獣保護管理事業計画、岩手県ツキノワグマ捕獲等許可事務処理要領に基づいて、適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	久慈市鳥獣被害防止対策協議会（仮）
構成機関の名称	役割
久慈市	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
久慈農業改良普及センター	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
久慈市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲及び追払いの実施を行う。
新岩手農業協同組合 久慈営農経済センター	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成

機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県北広域振興局 保健福祉環境部	有害鳥獣の追払行為等に関する助言及び指導。 被害状況等の情報提供
県北広域振興局 農政部	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導。 補助事業等の活用に関する助言及び指導。
県北広域振興局 林務部	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導。 補助事業等の活用に関する助言及び指導。
県北広域振興局 水産部	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導。 補助事業等の活用に関する助言及び指導。
久慈警察署	銃刀法に基づく安全管理指導及び助言。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害防止特措法に基づき、久慈市鳥獣被害対策実施隊を設置する。

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

新たな狩猟免許所持者の確保に向けた広報活動を展開し、捕獲体制の強化を行う。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、新たな対象鳥獣の出現や大量発生等により、計画が現況に適さないと判断される時は、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。